

質の高い教師の確保について

令和3年5月17日
文部科学省 総合教育政策局



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問） 【概要】

中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【令和3年1月26日】のポイント
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

①教師に求められる資質能力の再定義

- ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力

②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

- ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
- ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方

③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

- ・①を踏まえた教職課程の見直し
- ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
- ・免許状の区分の在り方
- ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し

④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

- ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
- ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方

⑤教師を支える環境整備

・教師を支える環境整備

・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

令和の日本型学校教育の実現に向け、質の高い教員が教育を行うことの重要性に鑑みて教員養成・採用・研修の在り方について、**基本的な在り方に遡って中長期的な実効性ある方策を文部科学省を挙げて検討**していく。また、**既存の枠組みの下当面の対応として以下の制度改正等に文部科学省として取り組み**、当該取組が各教育委員会や大学等で着実に実施できるよう、制度の周知を図る。



35人学級を担う教師の確保

小学校の免許状を取りやすくする。

- ◆養成段階において、**免許取得に必要な総単位数を軽減する「義務教育特例」の新設**（令和3年度に特例新設、令和4年度以降特例を活用した課程の開始）
小学校と中学校の両方の免許状を取得する際に、小中に関連する授業科目を一体的に開設することで、重複する単位を低減し、総修得単位数を軽減する「義務教育特例」を創設し、当該特例に基づき、大学が新しい教職課程を令和4年度以降開設できるようにする。
- ◆現職段階において、**中学校の免許状を持つ教員が追加で小学校の免許状を取得する場合の要件弾力化**（法改正事項）
中学校の免許状を持つ教員が小学校の専科教員として働いた勤務経験を踏まえて、専科以外の教科も教えられる小学校の免許状を取得するための要件の弾力化を図る。
- ◆**小学校免許状を取得できる機会の拡大**（令和3年度に検討及び要件緩和、令和5年度以降課程の設置）
大学が小学校の免許状を取得できる教職課程を設置する際の要件（科目開設の種類や専任教員の配置数）を緩和し、これまで小学校免許状の教職課程を設置していない大学における**新たな課程の設置を促進**する。

教職の魅力を上げ、教師を目指す人を増やす。

- ◆教職の魅力の向上に向けた**広報の充実**（令和2年度以降検討・実施）
発信力の高い者による広報や教職の魅力向上の機運を高めるためのサイトの設置等により、広報の充実を図る。
- ◆学校における**働き方改革の推進、教師の処遇の在り方等の検討**（令和4年の勤務実態調査等を踏まえ検討）
学校における働き方改革を推進するとともに、その進展状況や教師の勤務実態状況調査（令和4年に実施予定）の結果等を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の法制的な枠組みを含め教師の処遇の在り方等について検討する。

教師として働き続けてもらえる環境をつくる。

- ◆免許状の有効期限が切れた者の**復職の促進**（平成30年度通知、令和2年度以降再周知）
出産・育児等で離職し、免許状の有効期限が経過している者等が復職する場合は、一定の要件の下、臨時免許状の授与を行うことができることを改めて周知する。
- ◆**臨時的任用教員等の確保に支障をきたさないような教員免許更新制の在り方の見直し**（後述）



社会人等多様な人材の活用

学校現場に参画する多様なルートを確保する。

- ◆**試験により小学校の免許状を取得**する（令和2年度から実施・検討）
働きながら受験しやすいよう、土日での実施やオンラインでの実施ができるよう**小学校教員資格認定試験の見直し**を実施。
- ◆**民間企業等での勤務経験を活かして免許状を取得**する（令和2年度に指針を改訂）
特別免許状の指針を改訂し授与対象者の多様な経歴の評価等を行えるようにする等学校現場のニーズに合った教員が活躍できるようにする。
- ◆**働きながら単位を修得して免許状を取得**する（法改正事項）
社会人等が働きながら免許状の取得に必要な教職に関する科目の単位を修得できるよう**教職特別課程の修業年限を弾力化**（現行の1年を1年以上に）する。
- ◆**民間企業に所属しながら、学校現場での勤務を経験**する（令和2年度より実施）
企業と学校等を繋げ、企業ではたらく社会人等が企業に所属しながら、学校に参画する機会を創出する「**学校雇用シェアリンク**」を創設・運営する。
- ◆**学び直して、学校現場で働く**（令和2年度より実施）
教員免許状保有者が小学校現場で勤務できるようにするための**教育支援プログラムを開発し、実施**する。

『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上プラン②



教職課程の高度化と研修の充実

新しい時代を見据え、教員養成の在り方を大学の自由な発想で検討・構築し、他の大学を先導する。

- ◆ 大学が教職課程のカリキュラムを弾力化できる特例の創設による新しい時代の教員養成プログラムの開発（令和3年度に検討及び制度創設、令和4年度から制度開始）
Society5.0時代に向け、新たに教師に必要な知識・技能を修得できるような科目を開発し、当該科目を含めた教職課程のカリキュラムの編成が柔軟に行えるような特例制度を設け、優れた教員養成の実績と構想を有する大学が新しい時代の教員養成プログラムを開発する。
- ◆ 複数の大学が、各大学の強みと特色を持ち寄って教職課程を構築できる仕組みの創設（令和2年度に制度改正、令和3年度以降に制度を活用した課程の開始）
大学等連携推進法人（仮称）に参画する大学が、課程の科目や専任教員を共通化し、各大学の強みと特色を持ち寄った教職課程を構築する。

一人一台端末が導入される教育環境の変化を踏まえ、教師のICT活用指導力を一層向上させる。

- ◆ 養成段階において、ICTに特化した科目を新設（令和3年度に科目新設、令和4年度から課程の開始）
一人一台端末の活用等により、より充実した授業が実施できるよう、ICT機器を活用する授業の設計や授業の方法等について総論を1単位以上学ぶことを義務化（教科の特性に応じた指導方法などについては別途修得。）

教職課程を置く大学自身が定期的に自らの課程を見直し、時代やニーズに合った課程を構築する。

- ◆ 大学が自らの課程を見直す仕組みの整備とその全学的な体制の整備の義務化（令和2年度に制度改正、令和4年度から実施）
教職課程の質の向上を目的に、大学が自らの課程を自己点検・評価する仕組みの整備と、質向上を担う全学的な教職課程の体制の整備を義務付けることにより、各大学が時代の変化や学生のニーズに合った教職課程を編成する契機となるようにする。

現職教員が学校現場を取り巻く変化に対応して学び続ける環境を充実する。

- ◆ （独）教職員支援機構における研修内容の充実と、オンライン研修の拡充（令和3年度より充実・拡充）
都道府県教育委員会が各学校向けに行う研修のマネジメントを担当する教員等を対象に、令和の日本型学校教育に対応した研修を充実し、地域での普及促進を図る。
また、従来の対面・集合型研修に、オンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）を加え、ベストミックスによる効果的な研修実施に向けた検討と実践を進める。
加えて、各学校単位で行われる校内研修等に活用可能な映像コンテンツを整備・拡充する。



教員免許更新制の在り方の見直し

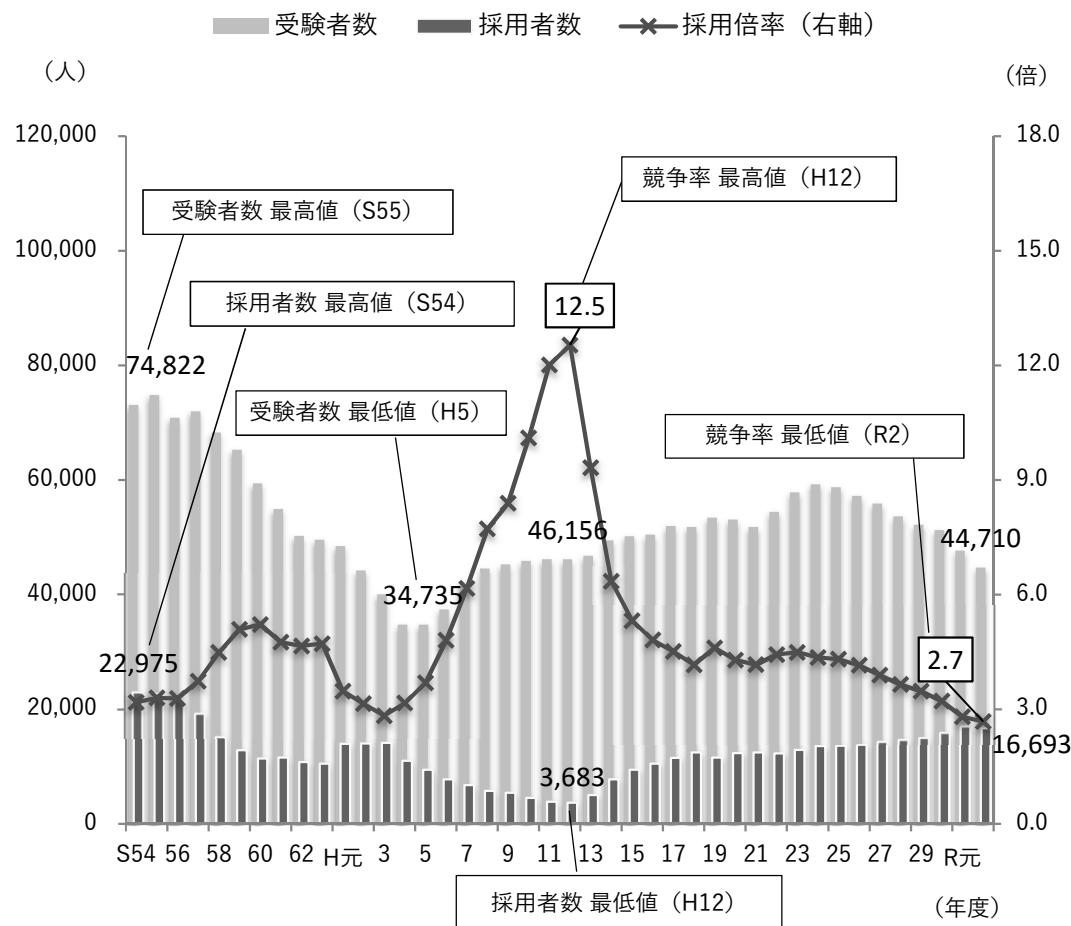
必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるあり方を総合的に検討

- ◆ 教員免許更新制や研修をめぐる制度に関する包括的な検証（令和2年度に検証経過報告、令和3年度から必要な対策の検討）
教師の勤務の長時間化や教師不足の深刻化といった近年指摘される課題との関係も視野に入れつつ、教員免許更新制そのものの成果や、教師の資質能力の指標を定め、それに基づいて研修計画を策定する仕組みの定着状況など、教員免許更新制や研修を巡る制度に関して包括的な検証を進め、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

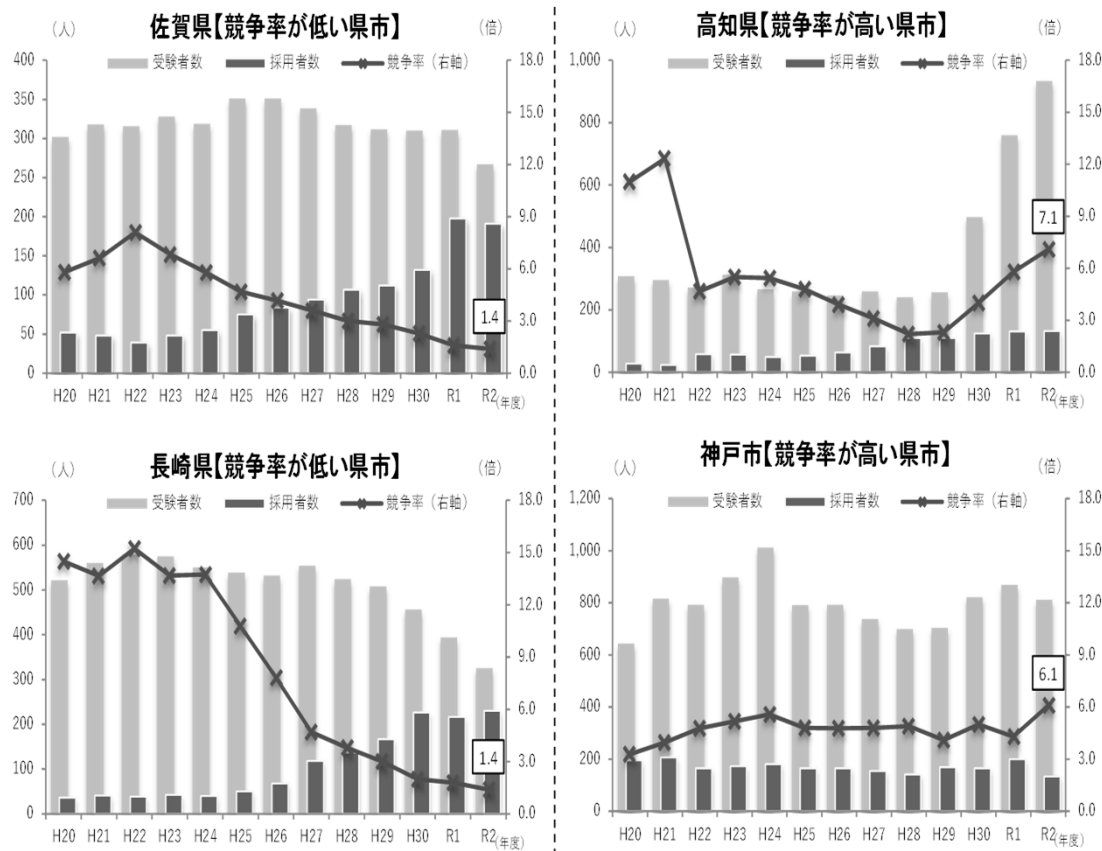
公立学校教員採用選考試験の実施状況—小学校

- ✓ 令和2年度(令和元年度実施)における小学校の採用倍率は、2.7倍で、前年度の2.8倍から減少(過去最低)
 - ・採用者数は、16,693人で、前年度に比較して336人減少
 - ・受験者数は、44,710人で、前年度に比較して2,951人減少(うち 新卒223人減少、既卒2,728人減少)
- ✓ 採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度に3,683人であった採用者数が、令和2年度においては16,693人と5倍近くに増えた結果として、採用倍率が2.7倍まで低下している。採用者数は近年増加が続いていたものの、令和元年度をピークに減少に転じた【左図】
- ✓ 採用者数が中長期的に安定している自治体では高い採用倍率を維持している一方、採用者数を大幅に増やしてきた自治体で採用倍率が低下している状況にある【右図】

小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)



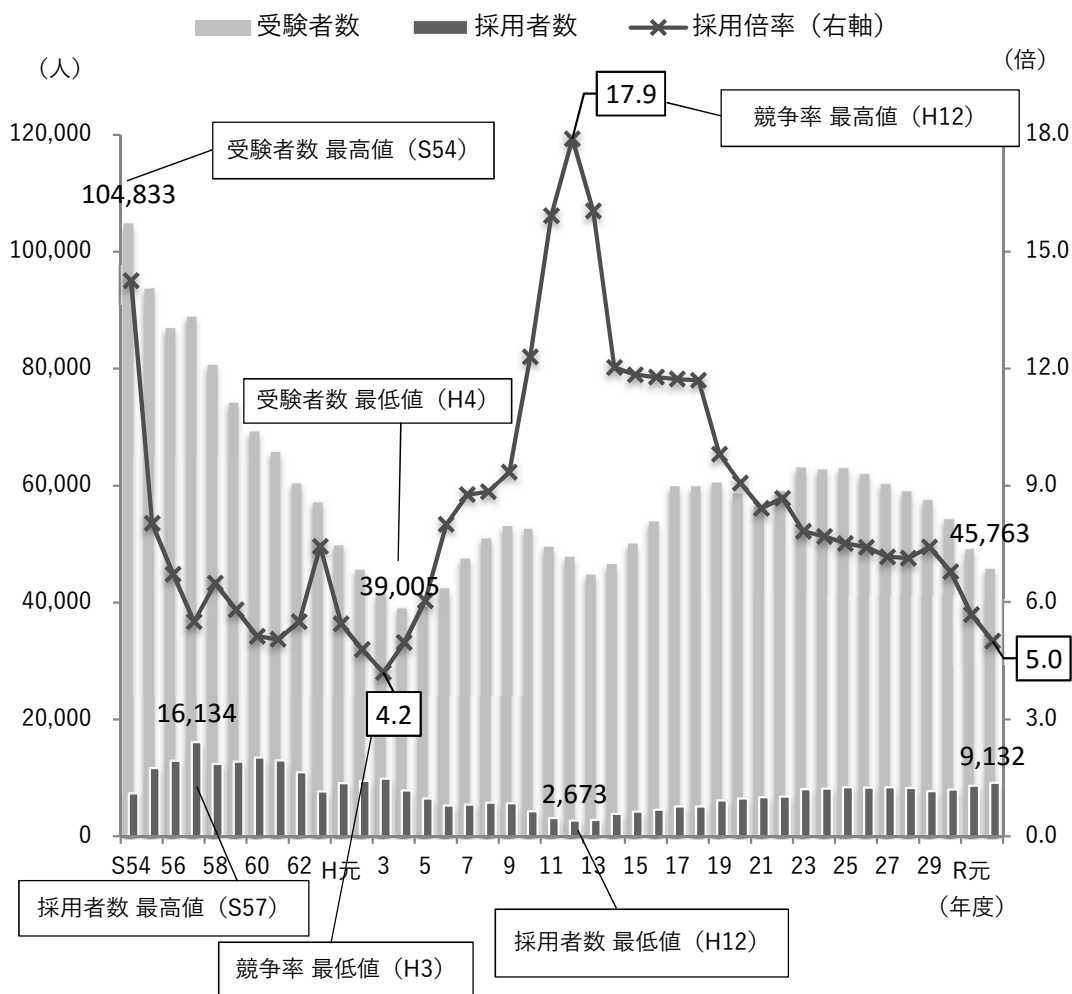
小学校 競争率(採用倍率)が低い県市、高い県市



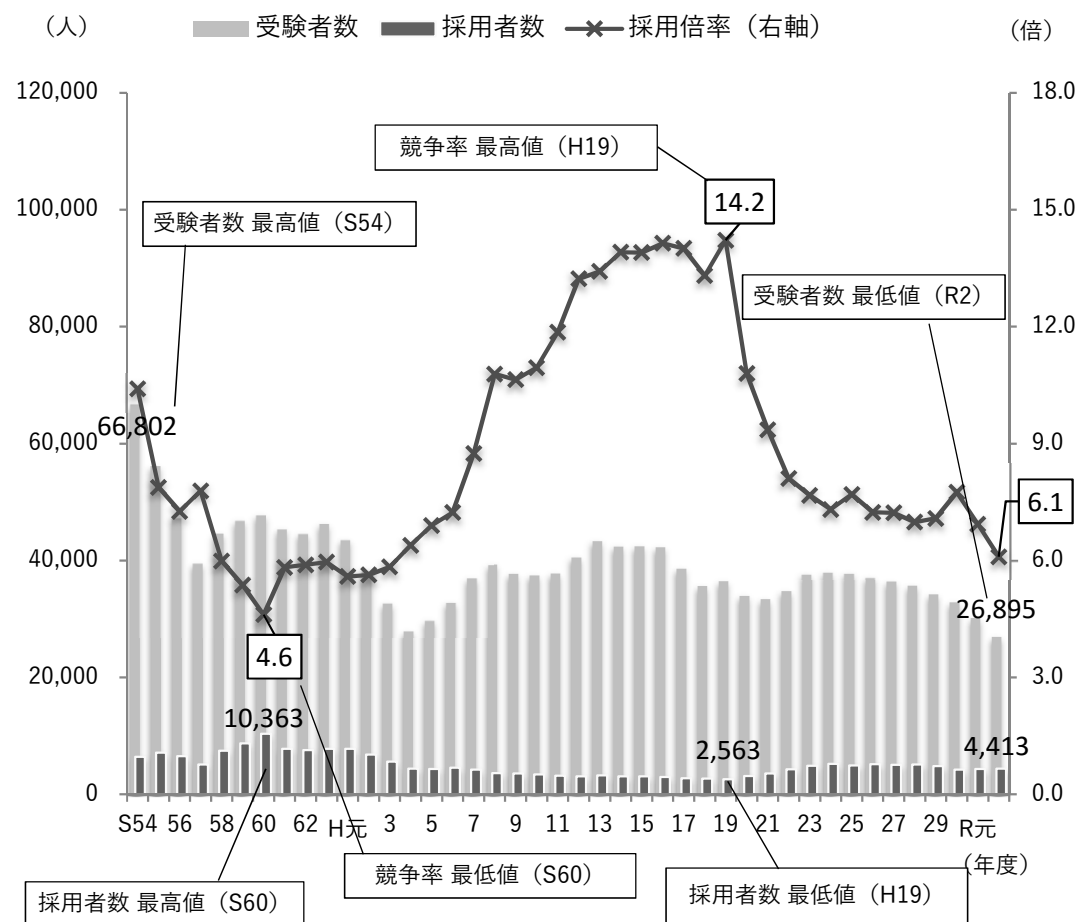
公立学校教員採用選考試験の実施状況—中学校・高等学校

- ✓ 令和2年度(令和元年度実施)における中学校の採用倍率は、5.0倍で、前年度の5.7倍から減少
 - ・採用者数は、9,132人で、前年度に比較して482人増加
 - ・受験者数は、45,763人で、前年度に比較して3,427人減少(うち 新卒639人減少、既卒2,788人減少)
- ✓ 令和2年度(令和元年度実施)における高等学校の採用倍率は、6.1倍で、前年度の6.9倍から減少
 - ・採用者数は、4,413人で、前年度に比較して68人増加
 - ・受験者数は、26,895人で、前年度に比較して3,226人減少(うち 新卒1,274人減少、既卒1,952人減少)

中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)



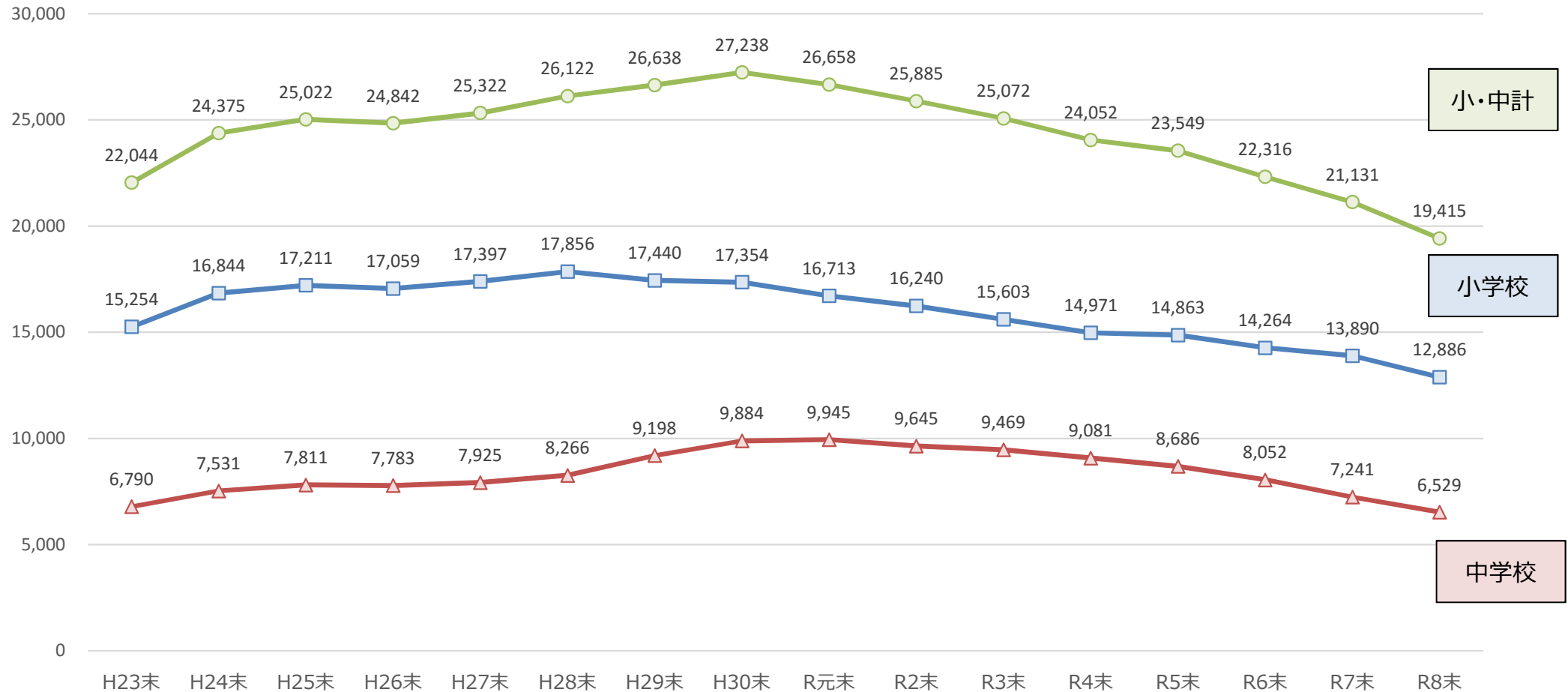
高等学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)



小・中学校の退職者数の推移と見通し

公立小・中学校の退職者数の推移と見通し

※令和元年度末までは実績、令和2年度末以降は見通し



(出典)令和2年度文部科学省調べ

(注1)令和元年度末までは、都道府県等の実績の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)

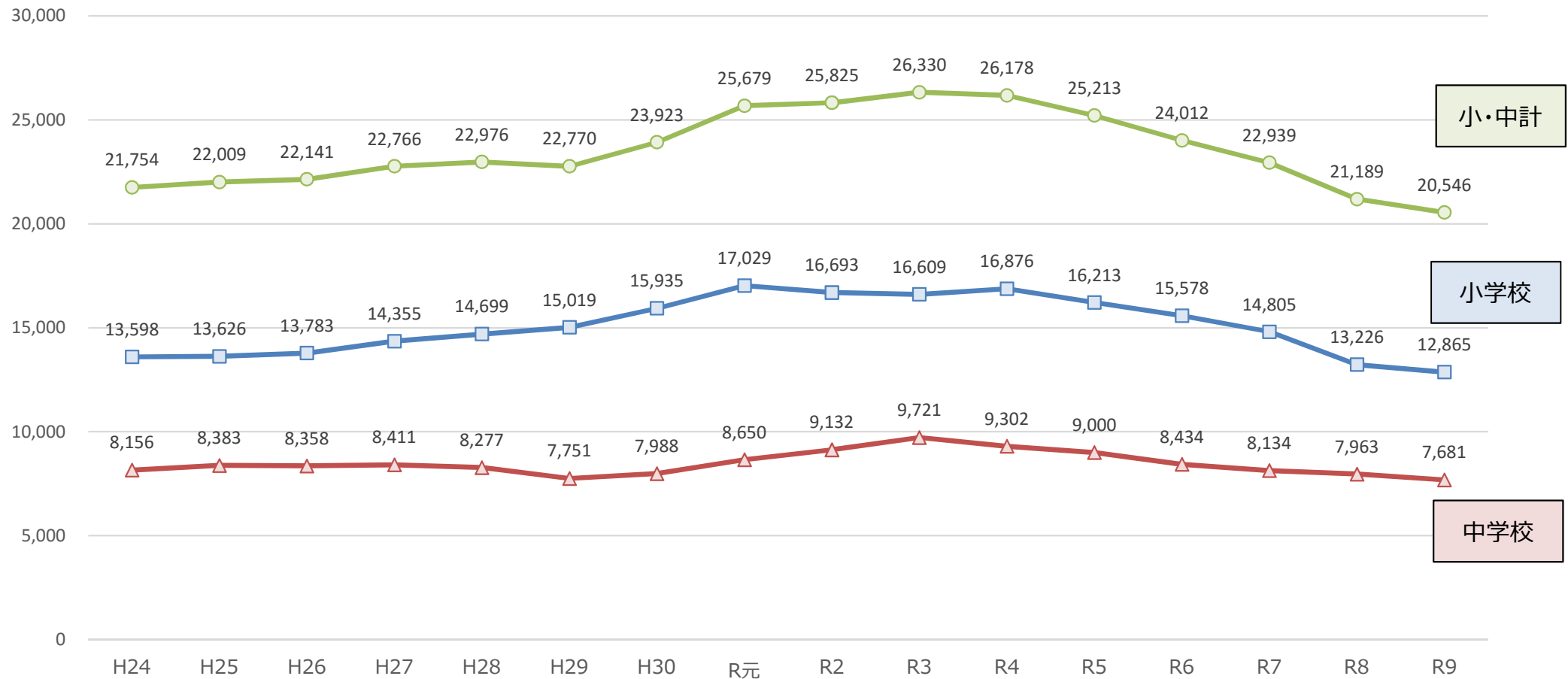
(注2)令和2年度末以降は、令和2年7月末時点の都道府県等の推計の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)

(注3)養護教諭等を除く

小・中学校の採用者数の推移と見通し

公立小・中学校の採用者数の推移と見通し

※令和2年度までは実績、令和3年度以降は見通し



(出典)令和2年度文部科学省調べ

(注1)令和2年度までは、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」(文部科学省調べ)

(注2)令和3年度以降は、令和3年2月時点の都道府県等の推計の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)

(注3)養護教諭等を除く

公立学校教員採用選考試験における各教育委員会の取組

社会人等の多様な人材の活用

○専門性等を考慮した採用選考の実施

- ・埼玉県では、令和3年度採用選考において、優れた語学指導力を有する民間企業経験者を対象に、英語教員として採用するための特別選考を実施し、3名が合格（うち特別免許状取得者3名）。
- ・静岡県では、理科に関する専門的知識等を有する博士号取得者を対象とした特別選考を平成22年度より実施し、これまでに8名採用（うち特別免許状取得者4名）。

○受験年齢制限の緩和（制限なし H25：18県市 ⇒ R2：41県市（／68県市））

- ・茨城県では令和2年度採用選考より、44歳から制限なしに緩和。
⇒ 新たに45歳以上の方が計200名受験。

教職経験者の復職促進

○教職経験者に対する特別選考を実施（R2：64県市（／68県市））

- ・栃木県では、平成28年度採用選考より、過去に正規教員であり、介護、育児、家族の転勤等による転居等を理由にして退職した者のうち一定の条件を満たす者を対象とした特別選考を実施。
- ・山梨県では、令和3年度採用選考より、過去に正規教員であり、子育てや介護等のために退職した者のうち一定の条件を満たす者を対象とした特別選考を実施。

大学と連携した取組

○大学と連携した特別選考の導入

- ・福岡市では、令和5年度採用選考より、大学と連携し、教育実習の評価と大学の推薦に基づいて受験者の資質能力、実践力を評価し、筆記試験や面接試験などの試験を免除する新たな特別選考を導入予定。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)(令和3年3月31日)(抜粋)

2 留意事項

(1) 教職員の人材確保・適正配置等

- ① 令和3年改正法により公立の小学校の学級編制の標準が計画的に引き下げられ、応分の教職員が基礎定数として措置されることに伴い、**教職員の安定的・計画的な採用・配置が行いやすくなることを踏まえ、正規教員の採用・人事配置をより一層計画的に行うとともに、教員として多様な人材の活用等を図ることにより質の高い指導体制を確保すること。**

ア 教員の計画的な採用・人事配置

中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を把握・分析した上で、教員の年齢構成にも配慮しつつ、より一層計画的な正規教員の採用・人事配置を行うよう努めること。その際、学校種別の採用区分の弾力化、学校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮すること。また、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項に規定する協議会の活用等を通じて、中長期的な採用見込み者数の見通し等の情報提供に努めるなど、国公私立の教職課程を置く大学をはじめとした教育関係機関等と連携協力を図ること。

イ 社会人等の多様な人材の教員としての活用

多様な知識又は経験を有する質の高い人材を教員として採用できるよう、引き続き特別免許状及び特別非常勤講師制度の積極的な活用を図るとともに、受験年齢制限の緩和等も検討すること。

- ② 都道府県又は政令指定都市において国の学級編制の標準を下回る基準を定めることなどにより、既に小学校第3学年から第6学年までにおいて35人以下学級を独自に実施している場合においては、今回の改正によりその財源が順次国費で措置されることを踏まえ、一層の教職員配置の改善等に努めることが期待されること。

特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針の改訂について（概要）（令和3年5月11日公表）

- 特別免許状とは、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状。
- 全国で200件程度の活用に留まり、**私立高校や英語・看護の教科に偏った授与状況を改善し、公立学校や小中学校でより一層の特別免許状の活用が進むよう指針を改訂**する。

【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

※黒字は改訂前、赤字は改訂後のポイント

1. 教員としての資質の確認

（1）教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②の**いずれか**に該当すること）。

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において**教科に関する授業に携わった経験**

【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

改訂のポイント2

600時間要件の廃止。例えば、特別非常勤講師制度を活用して継続的に1学期間以上勤務する場合も含まれる。

改訂のポイント1

確認基準によらない特別免許状の授与

例）オリンピック等国際大会の出場者 → 体育等
国際的なコンクールや展覧会 → 音楽、美術等
博士号取得者 → 専攻分野に相当する教科

又は

② **教科に関する専門分野に関する勤務経験等**（企業、外国にある教育施設等におけるもの）

【概ね3年以上】

（例）・企業等における英語等による勤務経験
・教科に関連する専門分野の資格を活用した職業経験
・外国にある教育施設における勤務経験
・大学における助教、助手、講師経験 等

改訂のポイント3

NPO等での多様な勤務経験も加味

（2）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認）

改訂のポイント4

学習指導員やフリースクールでの勤務経験も加味

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

改訂のポイント6

市町村教委や学校法人の要望を考慮、受付時期や手続処理の利便性の向上

【その他】

（1）各都道府県教育委員会においては、**域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携**し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、**申請手続の整備及び周知を行う**こと。

（2）勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で**特別免許状所有者の研修計画を立案、実施する**こと。

改訂のポイント7

都道府県教委等による研修の促進

（3）基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

（4）特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること（2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする）。

改訂のポイント8 配置割合の基準廃止

教師の人材確保に関する対応策（免許状更新講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与）

「令和の日本型学校教育」を担う教師の人材確保・質向上プラン（令和3年2月2日公表）

- ◆ 免許状の有効期限が切れた者の復職の促進（平成30年度通知、令和2年度以降再周知）
出産・育児等で離職し、免許状の有効期限が経過している者等が復職する場合は、一定の要件の下、臨時免許状の授与を行うことができることを改めて周知する。

具体的な措置 通知の発出 「免許状更新講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与について（通知）」（令和3年4月28日公表）

◆未更新者に対する臨時免許状授与の要件を弾力化（①及び②に該当する場合に授与が可能）

- ① 未更新者を採用しようとする者が、他に有効な普通免許状を有する者を合理的な範囲の努力※により採用することができない場合であることを確認すること。

他に有効な普通免許状を有する者が存在する場合であっても、未更新者に求める職務を担うことができないと具体的に判断される場合は上記に含まれ得る

🗨️ これまで「取りうる手段を尽くしても」としていたが、今回、「合理的な範囲の努力」に改めた。「合理的な範囲の努力」とは未更新者を採用しようとする者に過重な負担を求めるものではないとの意味。

- ② 次に掲げる事項のいずれかに該当すること

（ア）未更新者（現に教育職員として勤務している者を除く。）が、一定期間内に免許状更新講習を修了する見込みがあること

（イ）定年退職者等の再任用又はこれに類する形態で採用される者であって従前の勤務実績等に照らして、最新の知識技能を十分に有していると認められるものであること

例）未更新者に、校長、教頭等の免許状更新講習の受講が免除されている者としての勤務実績があること

今後実施予定の調査等―「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等と関連して

(1) 教員免許更新制に関する教員の意識調査

■ 調査対象

現職教員（更新講習受講経験者に限る。）

■ 主な調査内容

教員免許更新制に対する認識 等

(2) 教師不足に関する実態調査

■ 調査対象

都道府県・指定都市教育委員会及び大阪府豊能地区教職員人事協議会（計68）

■ 主な調査内容

教師の不足数、教師不足の要因、教師不足の解消に向けた取組 等

(3) 教職課程を置く大学等に所属する学生の教職への志望動向に関する調査

■ 調査対象

教職課程を置く大学等に所属する学生

■ 主な調査内容

教員免許状の取得理由、教職への志望度、教職を志望するきっかけ、教員採用選考試験の受験の有無とその理由 等

(4) 教師の資質能力の育成等に関する調査

■ 調査対象

現職教員（校長等の管理職も含む。）

■ 主な調査内容

教師の属性（入職前の経歴（民間企業等勤務経験の有無など）、勤務経験年数、所有する教員免許状の学校種・教科等、教員免許状以外の保有資格など）、身につけたい資質能力、研修の受講状況、研修ニーズ 等

(5) 教師の研修履歴の管理等に関する調査

■ 調査対象

都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び大阪府豊能地区教職員人事協議会（計129）

■ 主な調査内容

個々の教員の研修の受講履歴の管理及び活用状況 等